

## 3歳未満児第2子の利用者負担額 (保育料) を無償化します

この度、当別町では、幼児教育無償化に向けた取り組みの一環として、保育認定を受けた3歳未満児の第2子を対象に平成29年4月より利用者負担額(保育料)を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減などを図ります。

【無償化のイメージ】

	3歳未満児	3歳以上児
第1子	全額	全額
第2子	半額 → 無償化	半額
第3子以降	無料	無料

※ 3歳未満児とは、年度の初日(4月1日)において、3歳未満の子どもになります。

※ 第2子とは、下記に該当する子どもになります。

- ・市町村民税所得割額が**57,700円以上**(年収360万円以上)の世帯  
就学前の認可保育所等に通園している子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて2人目。
- ・市町村民税所得割額が**57,700円未満**(年収360万円未満)の世帯  
生計を一にする子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて2人目。

当別町では「子育てにやさしいまちづくり」を目指し、既存の子育て支援事業の拡充や新たな事業の展開など、子育て支援の更なる充実を図って参りますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

当別町教育委員会子ども未来課子ども係   Tel: 0133-23-3024  
(当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内)